

資料2

草津市の介護予防・日常生活 支援総合事業について



たび丸くん

総合事業で変わるサービス

<現行>

介護保険制度

<平成29年4月から>

全国一律の基準・単価によるサービス

市町村による事業

全国一律のサービス

市町村が内容や基準・単価を定める事業

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1～2）

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリテーション 等

訪問介護（ヘルパー）
通所介護（デイ）

介護予防事業

二次予防事業

一次予防事業

いきいき百歳体操
口からこんにちは体操 等

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1～2）

福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリテーション 等

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- ◆訪問型サービス
 - I 介護予防訪問介護相当サービス
 - II 緩和した基準で行う生活援助
 - III 住民主体による支援
 - IV 短期集中予防サービス
- ◆通所型サービス
 - I 介護予防通所介護相当サービス
 - II 緩和した基準で行うミニデイサービス等
 - III 住民主体の自主活動による通いの場
 - IV 短期集中予防サービス

多様化

一般介護予防事業

いきいき百歳体操
口からこんにちは体操 等

新事業

新事業

新事業

新事業

※要支援1・2の人が利用できるサービスの一部（訪問介護・通所介護）が、「総合事業の介護予防・日常生活支援サービス事業」に移行します。

総合事業の特徴

- 要支援の方に対するサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」が総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。
- 介護予防・生活支援サービス事業では、利用者の身体の状態などに応じて、従来のサービスに加え多様なサービスメニューからサービスを選ぶことができ、選択肢が増えます。
- 総合事業では、「心身機能」だけでなく、「参加」、「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域や社会の中で役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。
- 介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみを利用される場合は、要介護（要支援）認定の手続きをしなくても、**基本チェックリスト（★）**により事業対象者となることでサービスを利用できるようになります。

総合事業の対象者は？

◆介護予防・生活支援サービス事業

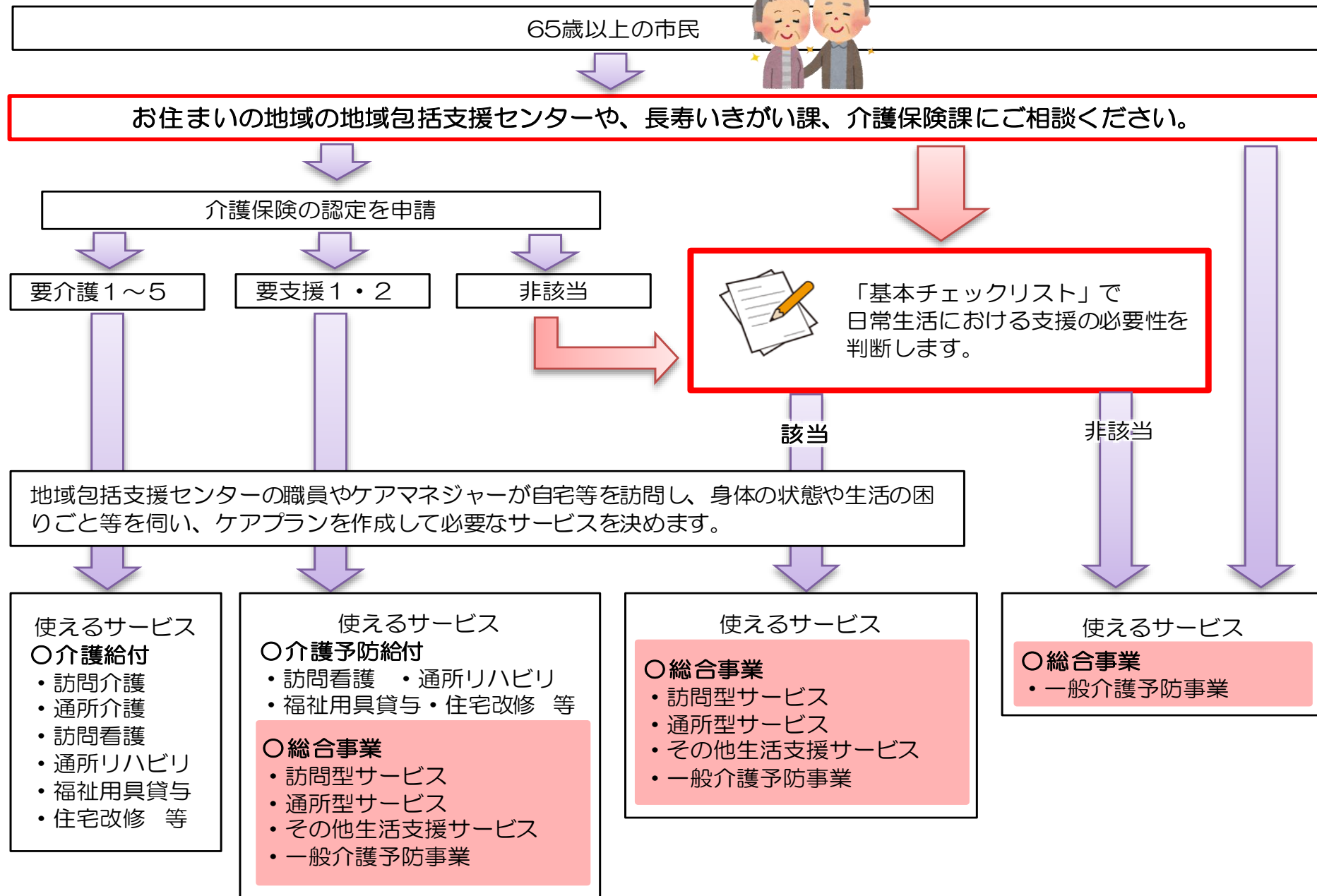
- 要支援1・2の認定を受けた人
- 基本チェックリストにより
事業対象者と判定された65歳以上の人

◆一般介護予防事業

- 65歳以上のすべての人

サービスの利用の流れは？

総合事業のサービス利用までの流れ



サービスの内容について

介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

I 介護予防訪問介護相当サービス

・介護予防型訪問サービス

II 緩和した基準で行う生活援助

・生活支援型訪問サービス

III 住民主体による支援

・生活サポート事業 ・住民主体による支援

IV 短期集中予防サービス

・短期集中予防サービス

②通所型サービス

I 介護予防通所介護相当サービス

・介護予防型デイサービス

II 緩和した基準で行うミニデイサービス等

・活動型デイサービス

III 住民主体の自主活動による通いの場

・住民主体の自主活動による通いの場

IV 短期集中予防サービス

・短期集中予防サービス

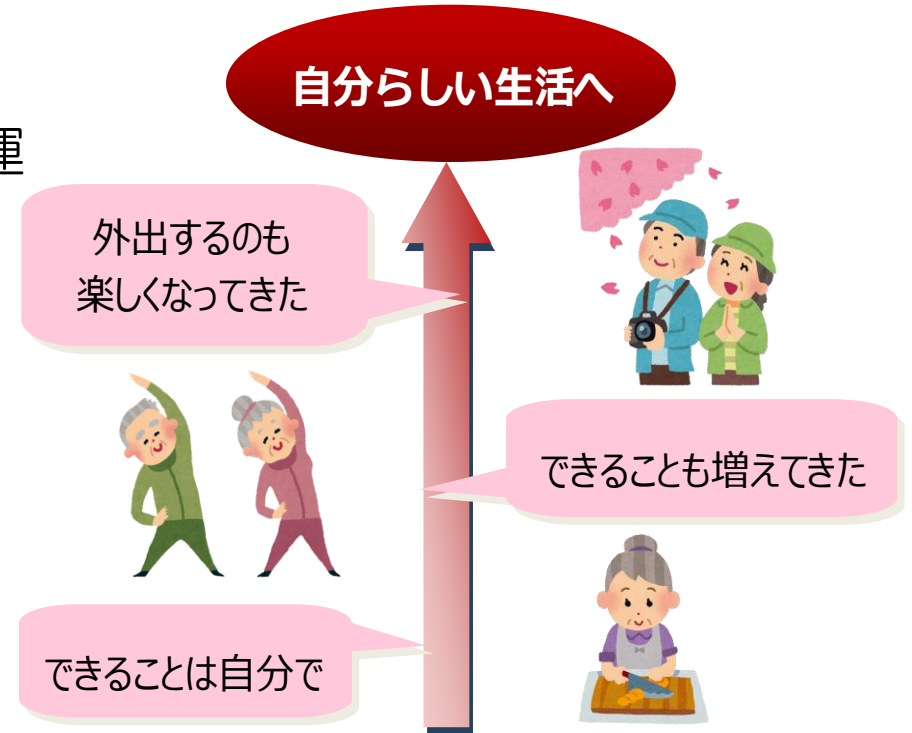
総合事業でいちばん大切なことは？

介護予防が目指すものは？

介護保険法の第4条（国民の努力および義務）には、「国民は自ら要介護状態となることを予防するために、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」とあります。

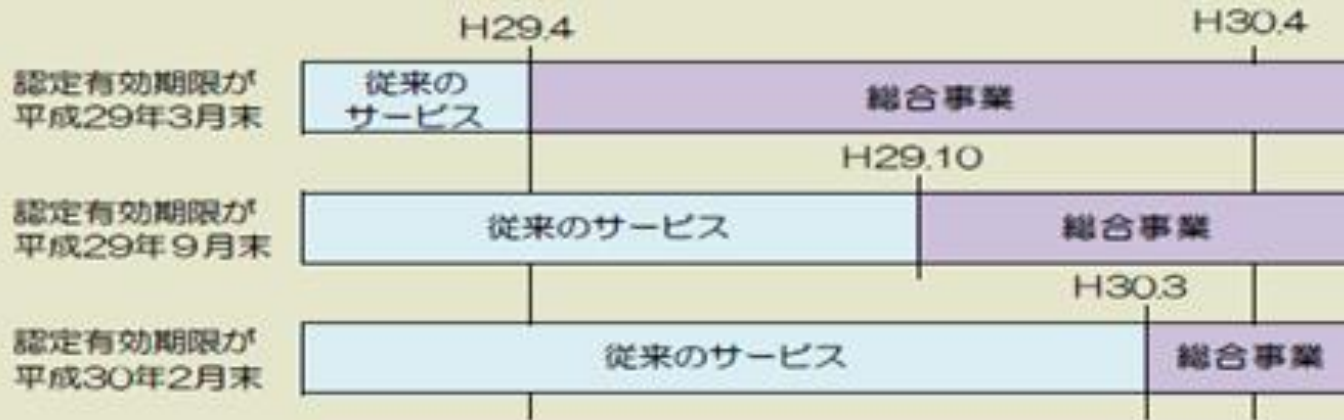
介護予防が目指すものは、単なる運動機能の改善だけではありません。積極的な生活習慣の改善を通じ、**できることは自分で行い、日常生活や社会生活を充実**させることが介護予防の目的です。

できることから少しずつ取り組んで、自分らしい毎日を送りましょう。



要支援認定者の総合事業移行について

★平成29年3月31日までに要支援と認定されている場合は、平成29年3月31日以降の認定の有効期限が切れた時点で総合事業に移行します。それまでは、従来の介護予防給付のサービスを利用できます。



各月末で有効期限が切れる要支援認定者の人数(H28.12.8現在)

H29.3.31	H29.4.30	H29.5.31	H29.6.30	H29.7.31	H29.8.31	H29.9.30	H29.10.31	H29.11.30
98人	86人	77人	95人	96人	109人	94人	90人	60人

サービスの類型の考え方

○予防給付から継続してサービスを利用する人

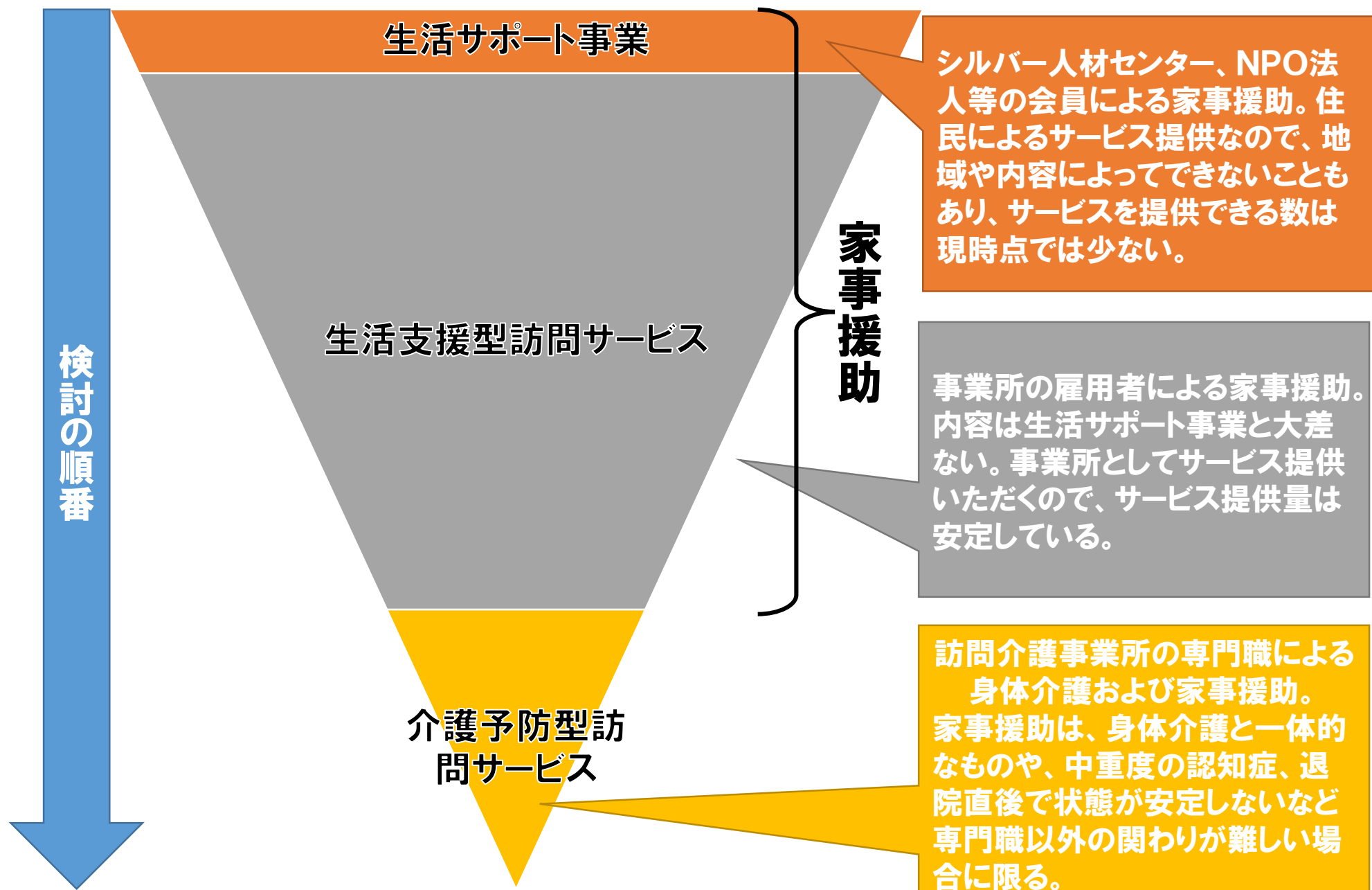
原則的に、引き続き同じ事業所の**相当サービス(介護予防型訪問サービス・介護予防型通所サービス)**を利用されるものと考えています。

総合事業のサービスをご説明いただき、本人が緩和等サービスの利用を希望された場合に、移行をしてください。(緩和等サービスへの移行を強制するものではありません。)

○平成29年4月以降、新たにサービスを利用する人

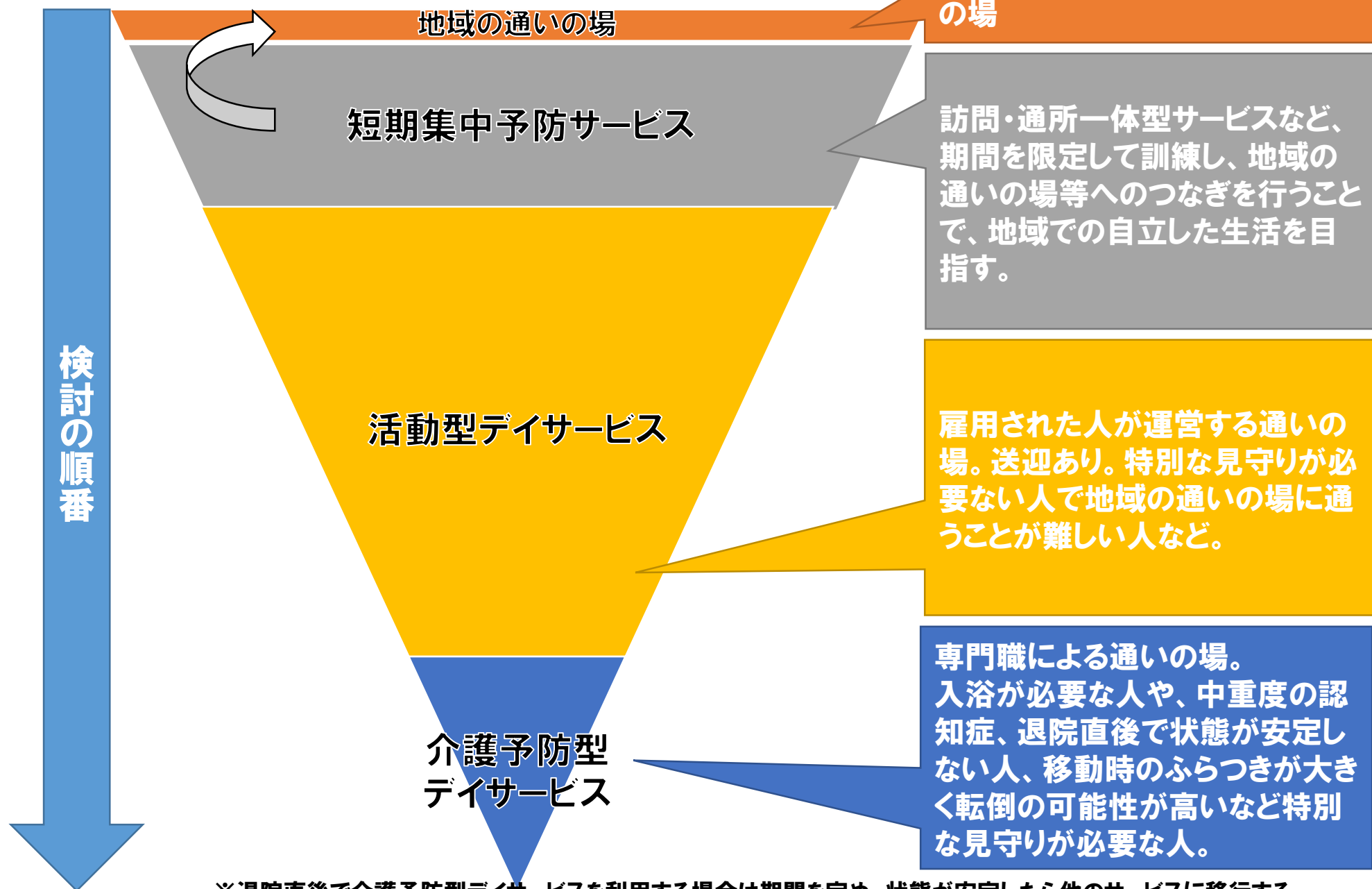
現行相当サービス(介護予防型訪問サービス・介護予防型通所サービス)を利用できるのは、専門職による支援が必要と認められる人のみです。

訪問型サービス



※退院直後で介護予防型訪問サービスを利用する場合は期間を定め、状態が安定したら他のサービスに移行する。 20

通所型サービス



※退院直後で介護予防型デイサービスを利用する場合は期間を定め、状態が安定したら他のサービスに移行する。

※デイサービスでの入浴は、福祉用具・住宅改修など自宅での入浴ができないかを検討する必要がある。

サービス類型の考え方

フォーマルサービス
(公助)

インフォーマルサポート
(地域の助け合い・共助)

セルフケア
(自助)

支援の
度合い

高

低

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

サービス
類型

短期
集中

従来
サービス

基準
緩和

住民主体による支 援

具体的
な
イメージ

専門職による
専門的な支援



介護サービス事業所の
従来サービス

介護サービス事業所等の
非専門職によるサービス

シルバー人材センター、
NPO法人による生活支援

住民主体による
生活支援や通いの場

いきいき
百歳体操

H27年度
111団体
2,416人



ロから
こんにち体操

H27年度
71団体
1,720人

各種
サロン

H27年度
140団体



趣味やスポーツの
グループ

お茶のみ仲間
(茶話会)



毎日の
ウォーキング

平成30年度以降の総合事業の事業所指定について

市内事業所については随時指定する。

地域包括ケアの構築を目的に生活圏域内でのサービスの検討を行っていく。

市外事業所については原則指定しない

ただし、特別な事情が認められる場合は、市外事業所の利用を認めることがある。